

電気供給業を行う法人のみなさまへ

法人事業税の確定申告時における添付書類のお願い

税務行政につきまして、日ごろより多大なご協力をいただきありがとうございます。

さて、法人事業税の確定申告書に添付していただく書類の1つである「貸借対照表・損益計算書」について、下記のとおりご協力をお願いいたします。

確定申告時に必ず提出する添付書類

- 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- 法人税法施行規則様式別表四（写）
- **貸借対照表・損益計算書（円単位のもの）**
- 法人税申告書に添付した勘定科目内訳明細書のうち雑益、雑損失等の内訳書（写）等雑収入の内訳がわかるもの

財務諸表の提出先の一元化の適用があります。令和2年4月1日以後に終了する事業年度から、法人税の申告における財務諸表をe-Taxにより提出した場合には、法人事業税の申告においても財務諸表の提出があったものとみなされ、提出は不要となっています。

（地方税法第72条の25第17項、第18項、第72条の26第10項、第11項）

財務諸表の提出先の一元化が適用される場合、本県においては、法人事業税の申告内容を確認する際、国・地方税当局間の情報連携により、「貸借対照表・損益計算書」の確認を行っているところですが、国・地方税当局間の情報連携には一定の期間を要します。そのため、県税事務所における速やかな申告内容の確認のため、一部の法人に「貸借対照表・損益計算書」の提出を別途お願いし、FAX等でご提出いただいているという現状があります。

つきましては、**法人税の申告における財務諸表をe-Taxにより提出した場合においても、法人事業税の確定申告書に「貸借対照表・損益計算書」を添付のうえ、ご提出いただけると幸いです。**

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

- | | | | |
|-----------|---------------|-----------|---------------|
| ・安芸県税事務所 | ☎0887-34-1161 | ・中央東県税事務所 | ☎088-866-8500 |
| ・中央西県税事務所 | ☎088-821-4652 | ・須崎県税事務所 | ☎0889-42-2366 |
| ・幡多県税事務所 | ☎0880-35-5972 | ・税務課 | ☎088-823-9309 |